

議案第48号

所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について

所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 6月 1日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

小手指駅北口第3自転車駐車場の廃止に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

所沢市自転車駐車場条例（昭和60年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1小手指駅北口第3自転車駐車場の項を削る。

別表第2小手指駅北口第3自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。